

2014年 FSC 総会 動議一覧  
(緑色：可決、赤色：否決、灰色：取り下げ等)

参考：投票の仕組み

可決されるために必要な票数は以下の通り：

- ・投票に参加した FSC 会員全員の 3 分の 2 の賛成票を得ること。
- ・投票に参加した社会、環境、経済の各会員のそれぞれ 2 分の 1 の賛成票を得ること。

つまり、幅広い賛成票だけでなく、社会、環境、経済それぞれの利害に一致する動議でないと、可決はされない仕組みである。この投票制度は FSC の特徴の一つである。

## 1. 定款動議

### 1.1. 総会の動議承認プロセス

投票結果

1.1.1. 動議 1	総会で承認された動議がその意図を変えずに確実に実施されることを保証する動議	可決
1.1.2. 動議 74	総会に提出する動議の数の制限を設ける	否決

### 1.2. ガバナンス

1.2.1. 動議 2	理事選出のための投票方法の変更	動議 42 に統合
1.2.2. 動議 4	理事選出方法の変更	動議 42 に統合
1.2.3. 動議 73	定款に理事候補者を推薦する条項を追加	取り下げ
1.2.4. 動議 93	経済分科会メンバー要件の変更	動議 42 に統合
1.2.5. 動議 94	ファンドの分配についてメンバーの合意を得ることを理事の責務とする	取り下げ
1.2.6. 動議 95	総会において FSC の財務計画を承認する	否決
1.2.7. 動議 96	定款の組織の目的に地域住民、先住民、伝統民族の公民権を尊重するという文言を加える	可決

### 1.3. 言語と定義

1.3.1. 動議 3	FSC の規範文書の中の先住民、政府により認められていない部族、森林に依存する人々、地域コミュニティの定義	否決
1.3.2. 動議 10	FSC の公式言語としてフランス語の追加	提案者が不在にて投票できず。

### 1.4. FSC 原則と基準の変更

1.4.1. 動議 7	原則と基準の変更	可決
1.4.2. 動議 8	人工林からの転換に係る要求事項の変更	取り下げ
1.4.3. 動議 9	肥料の使用を減らすという要求事項を変更	取り下げ

## 2. 方針動議

### 2.1. 総会動議の実施

2.1.1. 動議 12	2011 年総会の動議 18 の早期実現	可決
--------------	----------------------	----

### 2.2. FSC ガバナンス

2.2.1. 動議 6	FSC の投票制度の見直し	取り下げ
2.2.2. 動議 42	FSC ガバナンスの見直し	可決
2.2.3. 動議 43	分科会への割り振り	動議 42 に統合
2.2.4. 動議 59	分科会メンバーの適合要件の見直し	動議 42 に統合
2.2.5. 動議 61	すべてのメンバーに Policy of Association が適用されるようにする	取り下げ
2.2.6. 動議 71	FSC 財務の透明性と会計報告	可決
2.2.7. 動議 79	FSC 制度の行政監察官	取り下げ
2.2.8. 動議 92	定款の英語とスペイン語の用語、意味が全く同じになるように見直し	取り下げ

### 2.3. FSC ネットワーク

2.3.1. 動議 15	ナショナルオフィスの能力と効率の向上	動議 42 に統合
2.3.2. 動議 20	FM 認証過程におけるナショナルオフィスの関与	取り下げ
2.3.3. 動議 32	FSC ネットワーク戦略の再構築	取り下げ
2.3.4. 動議 90	認証取得者営業情報の公開廃止	取り下げ

### 2.4. FSC グローバル戦略

2.4.1. 動議 13	熱帯林における FSC 戦略の実施	取り下げ
2.4.2. 動議 63	マーケティングへの再公約：戦略、ファンディング、実施	取り下げ
2.4.3. 動議 84	FSC グローバル戦略の構築	可決

### 2.5. FSC の範囲拡大

2.5.1. 動議 14	FM 認証審査過程の質と信頼性の向上	否決
2.5.2. 動議 16	責任ある都市林業の支持	否決
2.5.3. 動議 17	FSC と請負業者	取り下げ
2.5.4. 動議 45	FSC 制度の透明性を高めるための動議	可決
2.5.5. 動議 46	規格作成における最適な管理方法	否決
2.5.6. 動議 64	SLIMF、コミュニティフォレストが認証取得しやすくなるよう、認証機関が認証申請者のコンサルをできるようにすることのメリットとリスクの調査	取り下げ
2.5.7. 動議 68	ワーキンググループ、専門家パネルの設立に関して透明性を向上させる	可決

### 2.6. 原則と基準の作成と実施

2.6.1. 動議 18	FSC 人工林の影響評価	取り下げ
2.6.2. 動議 19	禁伐地区と土地利用の転換割合に柔軟性をもたせる	取り下げ
2.6.3. 動議 22	原則 3 の適用に関する世界的な調査	取り下げ
2.6.4. 動議 23	特に熱帯林において、皆伐の禁止	取り下げ

2.6.5. 動議 30	地域コミュニティの社会経済的な発展	否決
2.6.6. 動議 35	批准していない国での ILO 条約の解釈	否決
2.6.7. 動議 40	隠れた土地利用の転換	取り下げ
2.6.8. 動議 41	遺伝子組み換え生物	取り下げ
2.6.9. 動議 51	禁止殺虫剤の方針を健康上の理由から施設に関しては免除	時間切れにて投票できず。
2.6.10. 動議 58	非木材林産物の認証のための調査	可決
2.6.11. 動議 65	HCV2 - 手つかずの原生林の保護	可決
2.6.12. 動議 77	FSC の方針として動物の管理をより高度な基準で行うことを保証する	否決
2.6.13. 動議 86	特例申請の方法	取り下げ

## 2.7. 国内基準と認証機関の暫定基準

2.7.1. 動議 21	IGI の一貫した解釈	時間切れにて投票できず。
2.7.2. 動議 26	IGI を 2 つに分ける需要の認識	時間切れにて投票できず。

## 2.8. 小規模林家とコミュニティへのサポート

2.8.1. 動議 11	世界中の小規模林家が認証を取得しやすくなるような FSC 制度の見直し	可決
2.8.2. 動議 28	SLIMF ファンドの設立	取り下げ
2.8.3. 動議 67	地域コミュニティや先住民グループが管理する熱帯林のより効果的な保全	取り下げ
2.8.4. 動議 76	FSC がコミュニティフォレスト管理の価値を評価できているか調査	動議 83 に統合
2.8.5. 動議 83	先住民と伝統的なフォレストコミュニティの現実に則した認証制度の構築	可決
2.8.6. 動議 88	小規模生産者のためのマーケット戦略	可決

## 2.9. 利害関係者の関与

2.9.1. 動議 27	認証取得者が利害関係者を関与させる方法に関する専門家の見直しおよび認証取得者と利害関係者のための明瞭なガイドランス作成	可決
2.9.2. 動議 54	様々な利害関係者グループの公平な関与	取り下げ
2.9.3. 動議 55	規格やその他の規范文書変更時にすべての認証取得者をコンサルテーション対象とする	取り下げ
2.9.4. 動議 72	FSC の社会的側面を強化	否決

## 2.10. 認定制度

2.10.1. 動議 31	FM の抜き打ち審査(1~3 日前に通知)	否決
2.10.2. 動議 37	認証機関の独立性を高め、パフォーマンスを向上させる	取り下げ
2.10.3. 動議 44	ASI 方針の枠組みを見直し	取り下げ

2.10.4. 動議 52	FSC 審査チームの資格要件と教育訓練要件	可決
2.10.5. 動議 53	審査の質を維持しつつグループ認証森林制度の審査コストを削減する	時間切れにて投票できず。
2.10.6. 動議 56	FSC 認証製品の売上に基づく CoC 認証企業の AAF	取り下げ
2.10.7. 動議 66	審査員のローテーション	可決
2.10.8. 動議 78	ASI 監査の際にナショナルオフィスが審査員リストを準備する	取り下げ

### 2.11. 方針作成

2.11.1. 動議 33	FSC 規準文書に簡単なガイドラインを作る	取り下げ
2.11.2. 動議 50	FSC は木材のカスケード利用を推奨すべき	取り下げ
2.11.3. 動議 60	認証取得者の認証維持費用	時間切れにて投票できず。
2.11.4. 動議 62	FSC の制度変更を管理する	取り下げ
2.11.5. 動議 75	FSC 認証製品のカーボンフットプリント調査を行い、非認証製品よりも二酸化炭素を出しているようであれば FSC としてオフセットの方法を考える。	取り下げ

### 2.12. CoC とラベリング

2.12.1. 動議 29	ロゴに関する動議	可決
2.12.2. 動議 36	FSC CoC : FSC に対する市場の誤解や故意の見せかけを無くす対策	可決
2.12.3. 動議 47	PEFC 認証材、PEFC 管理材を FSC の DDS の中で合法性の確認に使用できるようにする	否決
2.12.4. 動議 48	FSC が FSC 表記に関する間違いの問題の大きさに関する透明性のある報告をする	取り下げ
2.12.5. 動議 49	サイト間でクレジットの受け渡しができるようにする	取り下げ
2.12.6. 動議 69	植林木であることを伝える仕組みづくり	取り下げ
2.12.7. 動議 70	クレジットシステムを本来の用途にするための規格変更	否決
2.12.8. 動議 80	リサイクルラベルのロゴを通常のチェックツリーマークとは異なるものとする。	取り下げ
2.12.9. 動議 82	FSC クレジットの 12 ヶ月の消費期限撤廃	取り下げ
2.12.10. 動議 85	OCP	取り下げ
2.12.11. 動議 87	FSC ロゴ使用	取り下げ
2.12.12. 動議 89	認証番号履歴	取り下げ
2.12.13. 動議 91	FSC 認証材の供給者情報	取り下げ

### 2.13. 管理木材

2.13.1. 動議 38	サンプリング審査の際の FMU の定義	取り下げ
2.13.2. 動議 57	管理木材の短期、長期の戦略を構築	時間切れにて投票できず。

可決された動議の詳細(動議番号順)

タイトル：総会で承認された動議がその意図を変えずに確実に実施されることを保証する動議

定款動議：1

内容：

以下の通り新たな 28 項を追加して、現在の 28 項を変更する。また新たに追加する 28 項に伴い、残りの条項番号を 1 つずつずらす。

**28 項(新規)**-FSC の最高意思決定の場である総会で可決された決定や動議および、本定款 23 項の 11 の下で採用された決議は組織の意思決定において最も優先されるものである。これらの決定、動議、決議が会員により承認された際には、FSC 理事会や事務局が内容を変更することはできない。動議の実現に向けては、動議の目的と意図を尊重するものとする。動議を適切な期間内に実現することは FSC 理事会の責任である。理事は動議の実現に向けたスケジュールや最新の状況を定期的に会員に向けて報告する。

上記の決定、動議、決議の目的や意図に反する行為、対応、方針、ガイダンスノート、規程、メモやそれらに類似する文書は組織のいかなる団体も発行してはいけない。

上記の決定、動議、決議の実現が不可能であると見られる場合、もしくは実現により望まざる副次的な影響があると考えられる場合、FSC 理事会はこのことを会員に報告する。

**29 項(従来の 28 項の修正版)**-FSC 理事会は、FSC の最高意思決定の場である総会で明確に扱われない事象について合意を得るための最も大きな法的な権限を持つ。

これには組織の運営をするための能力や、会員により承認された決定、動議、決議の実現、コーディネート、実現に向けた監視、また 28 項に従い方針、ガイダンスノート、規程、メモやそれらに類似する文書の発行が含まれる。

**定款のその他の項目については変更なし。**

タイトル：原則と基準の変更
定款動議：7
<p>内容：</p> <p><b>原則と基準(第5版)基準6.5 代表的な自然生態系について：</b>  組織は代表的な自然生態系を特定、保護するかより自然に近い状態へ復元しなければならない。代表的な自然生態系が存在しない場合、もしくは十分に存在しない場合は、管理森林の一定面積をより自然に近い状態へ復元しなければならない。必要な面積や復元のための手法は、<u>人工林も含め</u>、管理活動の規模、強度とリスクに適した範囲で、かつ景観的な生態系の価値と保全状態に応じて決められなければならない。</p> <p><b>原則と基準(第5版)基準6.9 人工林から他の土地利用への転換について：</b>  組織は自然林を人工林へ転換させてはならない。また自然林や、<u>自然林から直接転換された人工林</u>を他の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下の場合を除く(V4基準6.10):  a) 管理森林のごく限られた面積に影響する場合  b) 転換することによって、管理森林における明確かつ大きな長期的保護の公益がもたらされる場合  c) 高い保護価値(HCV)や高い保護価値(HCV)を維持するために必要な資源や場所を脅かさない場合  説明(原則と基準には含めない)：<u>人工林からの他の土地利用への転換について、人工林を「天然林から直接転換された」とした。これは人工林になる前の土地利用が農地等の森林でなかった場合は、それを再度農地等森林以外の土地利用に戻すことは問題ない</u>と考えるため。</p> <p><b>原則と基準(第5版)基準9.1 高い保護価値(HCV)の定義における手つかずの原生林について：</b>  HCV 2 - 景観レベルでの生態系とモザイク：地球レベル、地域あるいは国家レベルで重要とされる自然固有種が本来の状態でも豊富に分布している大規模な生態系と生態系のモザイクおよび手つかずの原生林。  説明(原則と基準には含めない)：手つかずの原生林とは、人に影響が極端に少なく、例えばインフラが整っていないなどの特徴を持つ50,000ha以上の面積もしくは10km以上の幅を持つ森林である。</p> <p><b>原則と基準(第5版)基準9.1 肥料の使用について：</b>  組織は肥料の使用を最小限にする、避ける、あるいは避けるよう努めなければならない。また肥料が使用される際には、<u>肥料を使用しない造林方法と比較して環境経済的に同等かそれ以上のメリットがあることを示し、また土壌を含む環境的価値の劣化を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは価値を回復しなければならない</u>。</p>

タイトル：世界中の小規模林家が認証を取得しやすくなるような FSC 制度の見直し
方針動議：11
<p>内容：</p> <p>FSC は戦略的計画の中で、小規模林家が現在直面している問題に対する新しい革新的な手法を立案、実施することを優先事項とする。既存の SLIMF(小面積・低集約経営森林)制度はあるが、以前小規模林家が効率的に認証を取得することを妨げる重大な問題が認識されている。ここで立案される新しい手法は、認証制度の拡大につながり、なにより小規模隣家の関与を高めるものでなければならない。主砲の立案にあたり、既存のツールや規格を詳細にレビューすること。</p>

タイトル：2011年総会の動議 18 の早期実現
方針動議：12
<p>内容：</p> <p>FSC 会員は FSC に対して、2011 年総会の動議 18 番の実現に向けて迅速に社会・環境・経済会員バランスをとったワーキンググループを結成し、人工林の認証における保全や転換に関する利害関係者の懸念を調査することを要求する。これには a)基準 6.10 における所有者に関する問題、b)1994 年以降に転換をした組織が認証を取得するためにすべきこと、c)コミュニティが生活のために行なう転換に対する扱いを含む。あわせて FSC に対して、通常の 5 年という改訂期間をまたずに、次回の総会前に原則と基準を改訂すべく、FSC 会員による電子投票の実施を要求する。</p>

タイトル: 認証取得者が利害関係者を関与させる方法に関する専門家の見直しおよび認証取得者と利害関係者のための明瞭なガイダンス作成
方針動議：27
<p>内容：</p> <p>現在の利害関係者を関与させるための要求事項が認証取得者や利害関係者にとってどのような課題を抱えているのか、専門家による調査を行い、幅広い課題に対してアドバイスをしてもらう。このアドバイスを基に、FSC は認証取得者と利害関係者がこれらの課題をどのように克服すべきか示した明瞭なガイダンスを作成する。</p>

タイトル：ロゴに関する動議
方針動議：29
<p>内容：</p> <p>FSC の戦略的計画と FSC ブランドポジショニングをサポートするために、FSC 商標規格の再定義を要求する。目的は FSC 認証製品上および広告宣伝目的で、より幅広く FSC 商標が使用できるようにすることである。これには規格と商標使用申請手続の簡素化が含まれる。一方で FSC 商標のデザインの変更は含まれない。</p>

タイトル：FSC CoC：FSC に対する市場の誤解や故意の見せかけを無くす対策
方針動議：36
<p>内容：</p> <p>FSC は FSC 制度の抱える 2 つの問題を調査し、解決法を提案するための専門家を関与させること。2 つの問題とは：1)認証取得企業(FSC CoC 認証取得者)と FSC 認証製品の違いについての市場の誤解、および 2) この誤解を故意に利用した認証取得者による非認証製品をあたかも認証製品のように見せかけた FSC ラベルや商標の使用。</p>

タイトル：FSC ガバナンスの見直し
方針動議：42
<p>内容：</p> <p>FSC は FSC のガバナンスについて包括的な見直しを行なうこと。</p> <p>この過程は社会・環境・経済会員バランスを取ったワーキンググループが主導し、FSC 会員の効果的かつ積極的な関与を保証すること。またガバナンスの専門家からのインプットを含めること。</p> <p>包括的な見直しの結果、2016 年末までに FSC 会員に対して推奨事項が提案され、2017 年の総会時に検討できるようにすること。見直しには社会、環境、経済会員の参加能力に関する問題の解決、および以下について効果的、効率的な方法や、明確な役割と責務の定義を含めること：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FSC ネットワークおよび FSC 国際本部</li> <li>・ FSC 理事、理事選出、現在の投票方法</li> <li>・ 総会、総会に提出される動議の提出方法、数、質、実現方法</li> <li>・ 専門家パネル、方針委員会、ワーキンググループ</li> </ul> <p>見直しには、以下を含む(ただし以下に限定せず)会員から提示された問題への検討を明確に含めること：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事の推薦基準と選任手続</li> <li>・ 個人会員と法人会員のバランスを考慮した FSC 投票方法</li> <li>・ 分科会への割り振りおよび会員要件</li> <li>・ ワーキンググループと専門家パネルの設立方法の改善</li> </ul>

タイトル：FSC 制度の透明性を高めるための動議
方針動議：45
<p>内容：</p> <p>FSC 制度の信頼性を維持するために、FSC は制度の下で実施された審査の報告書の透明性と一貫性を保証しなければならない。そのために会員として我々は FSC に対して以下を求める：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての認証機関が使用するための審査報告書のひな形を作成し、報告書の一貫性と質を保証する。また、企業秘密や取り扱いに注意が必要な情報を除き、すべての種類の審査(FM、CoC、CW)の報告書を公開する。</li> <li>・ 社会・環境・経済会員のバランスを取ったワーキンググループを結成し、FSC 制度下で企業秘密もしくは取り扱いに注意すべき情報を特定する。これらの情報は公開報告書に含まれない。</li> </ul> <p>ワーキンググループは、この動議の結果が認証機関、認証取得者(特に小規模な取得者)にとってのコスト増にならないように十分注意をする。</p>

タイトル：FSC 審査チームの資格要件と教育訓練要件
方針動議：52
<p>内容：</p> <p>すべての FSC 審査員の資格要件、教育訓練要件、登録に関して、明確な規格と手順を提供することを求める。</p>



タイトル：非木材林産物の認証のための調査
方針動議：58
内容： 原則と規準はすべての種類の認証林に対して適用されるものであるが、現実には非木材林産物の認証において数多くの障害がある。非木材林産物の管理方法が木材とは異なることから、非木材林産物の認証を FSC 制度下で普及させるためには、何が技術的、社会的、経済的、環境的な障害となっているのかを学ぶ必要がある。

タイトル：HCV2 - 手つかずの原生林の保護
方針動議：65
内容： 手つかずの原生林は高い保護価値(HCV)の中の HCV2 に位置付けられ、世界に残された貴重な人に影響を受けていない大面積の森林である。原則 9 の下でこれを保護することを保証するために、FSC は各国の国内規格作成グループ(SDG)や SDG 不在の国の場合は認証機関に対して、国内規格や認証機関ごとの規格の中で手つかずの原生林の大半が保護されるよう、規格作成過程において適切な指標を作成もしくは変更するよう指示すること。指標作成、変更過程は規模、強度、リスクに応じた範囲で、また森林に依存する伝統的なコミュニティの慣習的かつ法的な権利を尊重した上で、以下のことを考慮する： 1)入手可能な最もよい、独立しておりピアレビューのされている科学的、その他の情報 2)2000 年以降の FSC 認証森林における手つかずの原生林の劣化 3)先住民、伝統民族および森林に依存しているコミュニティに対する事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく合意を尊重 4)手つかずの原生林のコアにおいては、認証取得者は自身の管理の及ぶ範囲で、手つかずである状態を保証すべく保護のための手法を取らなければならない(例：立入禁止、法的な保護、保全林指定、コミュニティによる保全、先住民による保全など)。 5)手つかずの原生林の手つかずである状態を維持、強化するために認証林外の森林も含めて、他の森林を利用することの実現可能性と効果を検証するための包括的な調査。 6)明確に長期に渡る大きな保全効果と社会便益がもたらされるという限定された条件下で、手つかずの原生林のコアの開発を認める。 7)手つかずの原生林を資源利用林から除外することに伴う、年間可能伐採量の減量。 8)低影響、小規模森林管理方法の開発や非木材林産物の利用の優先。また地域コミュニティの森林へのアクセスの提供。 9)手つかずの原生林における従来とは異なる森林管理/保全方法を推奨。  2016 年未までに国内規格や認証機関による規格ができていない場合は、手つかずの原生林のコアを完全に保護するという指標が適用される。ここでいう手つかずの原生林のコアとは、80%以上を手つかずの森林がカバーしている FMU を意味する。

タイトル：審査員のローテーション
方針動議：66
内容： FSC 森林管理(FM)認証において認証機関は、ある認証取得者の審査チームに同じ審査員が 4 年連続で入らないよう、審査員のローテーションを行なうこと。認証審査の数が限られている地域においては例外措置が可能である。

タイトル：ワーキンググループ、専門家パネルの設立に関して透明性を向上させる
方針動議：68
内容： FSC は運営委員会、ワーキンググループ、専門家パネルやその他の特定の目的のために結成される委員会を結成するための明確な文書化された手順を作成すること。FSC 制度の透明性を向上するために、手順にはメンバーの選任のための情報と委託事項を含めること。

タイトル：FSC 財務の透明性と会計報告
方針動議：71
内容： FSC 国際本部は年に 1 度、FSC 会員に対して少なくとも以下の会計に関する文書を提供すること。提供方法は会員が容易に確認できる方法とすること： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政状態報告書</li> <li>・ 活動報告書</li> <li>・ 機能別費用計算書</li> <li>・ 現金収支計算書</li> <li>・ 財務諸表の脚注</li> </ul> FSC は外部会計検査の結果も FSC 会員に提供すること。これらの要求事項はすべての FSC 関連団体(FSC 国際本部、FSC AC、FSC GD)に適用される。

タイトル：先住民と伝統的なフォレストコミュニティの現実に則した認証制度の構築
方針動議：83
内容： FSC は戦略的計画の中で、現在先住民や伝統的なフォレストコミュニティが直面している問題を解決するための新たな手法の開発と実施を優先的に位置づけること。この新たな手法は FSC の影響を次の面において改善するものでなければならない：i) 熱帯林の保全と森林破壊、森林劣化の低減、ii) 貧困の低減への貢献と日々の生活を森林資源に依存している人々への社会的な便益。

タイトル：FSC グローバル戦略の構築

方針動議：84

内容：

FSC は、戦略的に意思決定、投資、ワークプランを立てるために全世界に適用される 2015 年から 2020 年のグローバル戦略を作成すること。この過程には 2 つの段階がある：

- ・方向性の決定段階。理事により目標が決定される段階。
- ・実現化段階。事務局により戦略を実現していく段階。

FSC 会員はこの過程の全般に効果的に関与すること。

方向性の決定段階は総会のサイクルと合わせるために 6 年サイクルとする。3 年目に見直し、6 年目の全体の改訂を行なう。戦略の草案は最終版になる前に FSC 会員、ネットワークパートナー、スタッフ、認証取得者により確認される。最終版の承認は FSC 理事会にて行なう。これは 2015 年 4 月までに実施される。

FSC 理事が適切だと考えた場合は、以下の要素を含めること：

- ・ FSC の主な目的
- ・ FSC の主な価値
- ・ 主な目標
- ・ 特定の目的の下で重要な結果を出している地域を少数。可能な限り定量的に。

1.戦略には今までで会員、ネットワークパートナー、スタッフから出されている課題や、2014 年の総会で可決された動議を含めること。これには以下が含まれる：

- a)状況分析により将来のトレンド予測の中で FSC をどう位置付け、どのようなチャレンジをするか。
- b)FSC グローバル運営の中にネットワークパートナーを完全に位置づける。これにはネットワークパートナーの設立や予算確保も含まれる。
- c)理事、事務局、ネットワークパートナー、利害関係者とくに南半球について能力向上。
- d)個々の規格、規格の集合の簡素化。FSC 制度の安定性を向上させることを念頭に置き。
- e)より効果的な制度を目指し、不適切な表示を減らし、審査員の一貫性を高めることにより、FSC の信頼性を強化する。
- f)戦略構築において、熱帯林に対する戦略と行動が最も優先されることを保証。
- g)コミュニティ、先住民、小規模林家に対する FSC の関与を拡大する。
- h)FSC を企業理念に取り入れてもらい、すべての活動や意思決定に影響を及ぼすようにする。
- i)FSC の社会、環境、経済的な影響を定量化して、見せていく。

2.実現化段階は方向性の決定段階に従い、以下の結果を出す：

- a)事務局とネットワークパートナーの構造と機能の変更。これにより戦略を実現するための基板を作る。
- b)テクノロジーをよりよく利用し、効率性、情報の流通、信頼性を高める。
- c)グローバル戦略と地域、国ごとの戦略を直接結びつけ、FSC 関係組織のワークプランの整合性を図り、個々のスタッフの評価指標も整合するようにする。
- d)すべての工程管理に最善の方法を用いる
- e)戦略の目的に対するモニタリングと評価を可能とする。

タイトル：小規模生産者のためのマーケット戦略
方針動議：88
内容： 小規模生産者やコミュニティがチリ、ブラジル、ボリビアなどでこれ以上認証を失うことを防ぐために戦略を作る。FSC は彼らの認証取得を技術的にサポートするだけでなく、認証市場を拡大させることに力を入れること。

タイトル：定款の組織の目的に地域住民、先住民、伝統民族の公民権を尊重するという文言を加える
定款動議：96
内容： 現在の定款第一章、第5条の2の内容は次のとおりである： 「環境を保全しながら発展的に森林資源の管理や林産物生産をおこなうことを促進する」 これを次のように変更する： 「環境を保全し、 <b>また地域住民、先住民、伝統民族の公民権を尊重</b> しながら発展的に森林資源の管理や林産物生産をおこなうことを促進する」